

R7年10月16日

令和7年度第2回印西市健康づくり推進協議会

印西市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

概 要

【国・県】

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（特措法第6条）＊令和6年7月2日改定（閣議決定）

千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画 ＊令和7年3月改定



【印西市】

印西市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年11月）を改定する

- ＊ 国及び県の改定内容を踏まえて、市町村行動計画を改定する
- ＊ 『市町村行動計画作成の手引き』に基づき、作成する
- ＊ 学識経験者等（印西市予防接種専門部会、千葉県）やパブリックコメント等の意見を踏まえ、改定内容を検討

印西市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

改定スケジュール

令和7年7月：素案作成

令和7年10月：新型インフルエンザ等対策本部会議（以下、『対策本部会議』という）にて審議

令和7年10月：健康づくり推進協議会・学識経験者（予防接種専門部会）からの意見を聴取

令和7年10月：全課からの意見聴取

令和7年11月：対策本部会議、健康づくり推進協議会、学識経験者、全課からの意見を受けて、
計画素案の修正

令和7年12月：広報にてパブリックコメント周知

令和8年1月：パブリックコメント実施

令和8年1～2月：パブリックコメントを受けて、計画素案の修正

令和8年2月：県による事前確認

令和8年3月：県による事前確認を受けて、計画素案修正

令和8年4月：県知事への報告

令和8年4月：市長決裁・議案提出

令和8年6月：議会報告

令和8年7月：公表

印西市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

市町村行動計画のポイント

* 県計画の改定にあわせ、
おおむね 6 年後に改定予定

1. 平時の備えの整理

- 国や県など各機関の役割を明確化
- 庁内体制の構築

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 従前の計画では発生段階ごとに各項目の内容を明記していたが、本計画は各対策項目を準備期・初動期・対応期の 3 期に分けている
- 市町村行動計画の作成の手引きに基づき、対策項目を 7 項目に設定
- 市が主体となる情報提供、ワクチン接種等の項目についての記載を充実
- 偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションの在り方を整理
- 横断的な視点を設定し、各対策項目の取組を強化

3. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 国・県が行うDX（予防接種事務のデジタル化等）の活用
- 臨時のワクチン接種等に活用できるシステムを平時から整理

印西市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

各論 7 項目の概要

1.実施体制

- 新型インフルエンザ等の発生や疑いがある場合に、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進するための体制を構築する
- 全庁での対応体制構築のため、平時から、県が実施する研修等への参加や実践的な訓練を実施し、県、印旛保健所及び近隣市町等における情報共有、連携体制の確認を行う
- 新型インフルエンザ等対策など、健康危機管理等の対策に携わる行政職の職員の育成等を行う

2.情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報が拡散される場合があるため、その時点で得られた科学的根拠に基づく情報を繰り返し提供する等、市民等の不安の解消等に努める
- 市民等が感染症危機に対する理解を深め、適切に判断・行動できるよう市民等の関心事項等を踏まえ、情報提供を行う
- 可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、必要な体制を整備する

3.まん延防止

- 平時から手洗いなどの基本的な感染対策の啓発を行うとともに、感染が疑われる場合は、感染を広げない不要不急の外出を控えることなど感染拡大防止の対応策等について、理解促進を図る

印西市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

各論 7 項目の概要（つづき）

4. ワクチン

- 平時から、迅速な予防接種を実現するための体制準備を行うとともに、特定接種や住民接種の実施が決定した際は、速やかに希望者が接種を受けることができる体制を構築する
- 円滑な接種を実現するために、平時から印旛市郡医師会・医療機関や事業者等とともに必要な準備を行う

5. 保健

- 市は、印旛保健所の依頼に基づき、感染者の健康観察及び生活支援等に協力することで、市民等の生命及び健康の保護につなげる

6. 物資

- 平時から感染症対策物資等の備蓄をするとともに、定期的に備蓄状況等を確認することにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする

7. 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性のある感染対策等の準備等を呼びかける
- 新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する